平成２７年（フ）第１１５号
長崎県大村市木場２丁目600番地13、前住所東京都武蔵野市八幡町１丁目１番27号　メゾンドヴェール305
債務者　松尾奈津美
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第２９７号
岐阜県美濃市曽代508番地２
債務者　丹羽　　猛
1　決定年月日時　平成27年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１０３号
福島市蓬莱町４丁目４番24―13号、従前の住所福島市黒岩字弥生18番地の17
債務者　櫻井アヤ子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第２９７号
茨城県水戸市堀町2076番地の１　市営堀原住宅２棟405号
債務者　桜井　　隆
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２９８号
茨城県水戸市堀町2076番地の１　市営堀原住宅２棟405号
債務者　桜井　　南
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３２９号
茨城県鉾田市安房1610番地12　永山アパート７号、旧住所茨城県鉾田市安房1553番地
債務者　榊　　伸夫
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３４５号
茨城県那珂郡東海村大字舟石川300番地１（グレイスタウンコート　Ｂ―202）
債務者　小泉なつみ
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第８８号
千葉県袖ケ浦市奈良輪423番地　ディアコートⅡ201
債務者　小林　　裕
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第３５４号
新潟市南区戸石1081番地７　グリーンハイツ６号棟101号
債務者　上田　　潤
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６号
新潟県佐渡市河原田本町279番地２　コーポスガマタ10号
債務者　小池　　智（旧姓村川）
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２７年（フ）第５５号
三重県名張市夏見1877番地　メゾンラピタⅣ101号、前住所三重県名張市梅が丘北３番町222番地
債務者　重田　浩介
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第５６号
三重県名張市南町790番地４　グリーンハイツ101号、前住所三重県名張市梅が丘北３番町222番地
債務者　重田　優子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第６０号
三重県伊賀市上村1350番地
債務者　谷口ひろ子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第６１号
三重県伊賀市柘植町8984番地、前住所三重県名張市美旗町池の台東153番地
債務者　谷口千代美
1　決定年月日時　平成27年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第２４９号
滋賀県草津市北山田町104番地、前住所滋賀県長浜市高月町唐川296番地１
債務者　野瀬　晴海
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０５号
滋賀県甲賀市信楽町長野516番地７、前住所滋賀県甲賀郡水口町古城が丘643番地13
債務者　伊東　勝彦
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０７号
滋賀県守山市守山６丁目18番51―205号、前住所埼玉県朝霞市栄町３丁目４番27―404号
債務者　大島　伸一
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
大津地方裁判所民事部